



平成30年9月21日

海上保安庁

東アジア水路委員会の議長国に就任しました

我が国は、マレーシアで開催された東アジア水路委員会総会において議長国に就任しました。海上保安庁は、同委員会の議長国としての主導的役割も務めながら、東アジア・東南アジア域内の航海安全に取り組んでまいります。

国際水路機関^{※1}では、世界の各地域に沿岸国の水路当局から成る地域水路委員会を設置し、安全で効率的な航海に向けた、地域的な連携の促進や課題の解決に取り組んでいます。

東アジア水路委員会(EAHC)^{※2}は、我が国の海上貿易や物資輸送において重要な航路が位置する東南アジア及び東アジアの海域を担当する地域水路委員会で、当該海域を航行する船舶の航海安全のため、海図の作製や提供等に関する技術的な情報交換、地域内連携やキャパシティビルディング等を行っています。

9月20日にマレーシアで開催されたEAHCの総会において、海上保安庁は、EAHCの議長国に就任しました(任期3年)。海上保安庁はEAHC設立時にも初代議長国を務めており、今回の議長国就任は3度目となります。

今後も、海上保安庁は、EAHC議長国としての役割も務めながら、水路業務先進国として、引き続き域内の航海安全に貢献してまいります。

(参考)

※1 国際水路機関: International Hydrographic Organization (IHO)

1921年に創設された国際水路局の後身として、1970年に国際水路機関条約に基づき設立。海図の国際基準等について議論。平成30年9月現在、加盟国89ヶ国。

※2 東アジア水路委員会: East Asia Hydrographic Commission (EAHC)

IHOの地域水路委員会の1つとして昭和46年に設立。平成30年9月現在、10の国・地域が加盟(中国、インドネシア、日本、韓国、北朝鮮[※]、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ)。 ※日本は国家承認していない。